平成２９年（フ）第５４号
山口県周南市飯島町１丁目９番地
破産者　徳山製麺有限会社
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第５５９号
北九州市小倉北区木町４丁目３番12号
破産者　株式会社ｃｏｃｏｒｏ
1　決定年月日　平成29年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１５８３号
福岡市東区千早１丁目28番24号、旧住所福岡市東区八田２丁目１番52―804号
破産者　中根　哲也
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９４１号
福岡市南区寺塚２丁目７番20―444号
破産者　松岡　秀武
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０１０号
福岡市東区松崎２丁目２番９―202号
破産者　諸井　秀雄
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０４６号
福岡市南区清水１丁目16番16―502号、前住所大分県別府市大字鶴見479番地の26
破産者　濱田　一雄
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０４号
福岡県春日市昇町３丁目121番地１　アメニティ春日403号
破産者　小林　　恵
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８９号
福岡県大野城市川久保１丁目11番22号　101号、前住所福岡県大野城市乙金東１丁目19番11号
破産者　小松　美香
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１７号
福岡県糟屋郡宇美町桜原１丁目４番６号
破産者　實藤　京子
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３１８号
福岡市博多区榎田１丁目４番65―307号
破産者　川内　勝次
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２９５号
福岡県宗像市ひかりヶ丘２丁目10番地15　エルカーサ207号、前住所福岡県福津市東福間８丁目１番１―302号
破産者　山時みづ恵（旧姓樋口）
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４８７号
仙台市宮城野区岩切字青津目128番地の５　ふれんどはうす壱番館202
破産者　高橋　美里
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５１号
山形市大字柏倉２番地４、前住所山形市美畑町13番18号
破産者　加藤　　岳
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９７号
山形県村山市大字楯山1310番地31
破産者　太田　洋子
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２４号
岡山県倉敷市酒津2110番地１　エスペランスグラン103号
破産者　山口　晴男
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１３２２号
福岡県春日市惣利２丁目65番地
破産者　ボディショップササヤマこと　笹山　勇夫
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１３２３号
福岡県春日市惣利２丁目65番地
破産者　笹山　　翼
1　決定年月日　平成29年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１６３号
北海道江別市錦町18番地の１　新栄団地Ａ―401
破産者　齋藤　吉仁
1　決定年月日　平成29年12月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部